

## 会館の管理及び運営に関する規約

制定 平成 2年1月22日  
改正 平成 9年3月27日  
改正 平成19年3月16日  
改正 平成21年6月25日  
改正 平成26年3月11日  
改正 平成26年6月17日  
改正 令和 6年1月23日  
改正 令和 7年6月24日

### 第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規約は、燕商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会館（以下「会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第 2 条 会館の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 燕商工会議所会館
- (2) 所在地 燕市東太田 6856 番地

### 第2章 会館の管理

(管理の分掌)

第 3 条 会館の管理は、専務理事が統括し、総務企画課がこれに当たる。

- 2 専務理事は、会館の各室の管理責任者を定めなければならない。

(管 理 人)

第 4 条 商工会議所は、会館の管理に従事させるため管理人を置くことができる。

(管理業務の委託)

第 5 条 商工会議所は、必要に応じて、会館の管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。

(会館の開閉)

第 6 条 会館の開閉及び休館の日時は、次のとおりとする。

- 開 館 午前 9時
- 閉 館 午後10時
- 休 館 燕市産業カレンダーの休日

- 2 やむを得ない理由により前項に定める日時以外に開閉する必要があるときは、あらかじめ総務課へ申し出てその承認を得なければならない。

### 第3章 会議室等の使用

#### (会議室等の使用)

第7条 商工会議所は、会館の会議室等を一般の使用に供することができる。

- 2 本章において「会議室等」とは、2階、第1会議室・記帳指導室指導室、3階、青年部研修室・研修室、新館研修室Ⅰ・新館研修室Ⅱをいう。

#### (使用手続)

第8条 会議室等の使用を希望する者は、会館施設使用申込書（様式第1号・様式第2号）により、あらかじめ専務理事の承認を受けなければならない。ただし、1ヵ月以前の予約申し込みはできない。

- 2 専務理事は、前項の承認に、会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

#### (使用の制限)

第9条 専務理事は、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議所等の使用を承認せず、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 危険物を使用するものであり、災害発生のおそれがあるとき。
- (3) 会議所の業務に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) その他会館の管理運営上支障があるとき。

#### (使用料の納付)

第10条 会議室等を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、専務理事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

#### (使用料の減免)

第11条 専務理事が公益上その他特別の理由があると認めるとき、使用料を減免することができる。

#### (使用料の不返還)

第12条 既に納入した使用料は、返還しない。ただし、専務理事が特別な理由があると認めるときには、その全部又は一部を返還することができる。

#### (使用者の義務)

第13条 使用者は、会議室等の施設、設備、器具又は備品（以下単に「施設等」という。）を損傷し、又は減失しないように注意するとともに、商工会議所の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、会議室等の使用を終了したときは、その使用した会議室等の

施設等を原状に回復しなければならない。

- 3 使用者が会議所等の施設等に損害を生じさせた場合は、専務理事が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし専務理事は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(器具持込の承認)

第 14 条 会館に特別の設備を施す場合、又は特別の機械器具を持ち込む場合は、あらかじめ総務課の承認を得なければならない。

この場合、会館において要した費用は実費を徴収する。

(備品持出の禁止)

第 15 条 会館施設の備品は、専務理事が特別の事由があると認めた場合のほか持ち出しを禁止する。

(賃貸物件)

第 16 条 会館施設の一部を、商工会議所において適当と認めた者に賃貸することができる。

(申込並びに賃貸借契約)

第 17 条 前条の会館施設の一部を賃借しようとする者は、様式第 3 号により商工会議所に申し込み、賃貸承諾の通知を受けたときは、遅滞なく賃貸借契約を締結しなければならない。

(免 責)

第 18 条 会館使用中の事故・損害および使用者と来場者間のトラブルについて商工会議所は一切の責任を負わない。

(補 則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は専務理事が別に定める。

## 附 則

1. この規定は平成 2 年 1 月 2 2 日に制定し、平成 2 年 2 月 1 3 日から施行する。
2. この規定の施行に伴い、燕産業福祉会館管理・運営に関する規程（昭和 5 6 年 1 2 月 1 7 日制定）を廃止する。

## 附 則

1. この改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. この改正規約は、平成 1 9 年 3 月 1 6 日から施行する。料金改定
3. この改正規約は、平成 2 1 年 6 月 2 5 日から施行する。貸室追加
4. この改正規約は、平成 2 6 年 3 月 1 1 日に施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。  
料金改定

5. この改正規約は、令和6年1月23日に施行し、令和6年4月1日から適用する。(貸室一部変更・料金改定)

6. この改正規約は、令和7年6月24日から適用する。(免責)